

[令和5年度事務事業]

Ⅱ．事業目的の達成状況							
事業の成果や活動実績の測定							
11	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実績		目標	目標 点検対象年度
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	老人福祉法に基づく市長申立件数	件	目標値	—	—	—	—
			実績値	34	45		
			達成率	—	—		
当該指標を選定した理由	成年後見制度の適用を必要としている認知症高齢者等の権利擁護につながるため。						
目標値の設定根拠・算出方法	制度利用が必要な方について随時実施しているため、性質上、目標設定になじまないが、実績値として市長申立を行った件数を計上						
12	活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実績		目標	
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	報酬給付件数	件	目標値	—	—	—	
			実績値	221	236		
			達成率	—	—		
当該指標を選定した理由	報酬の給付を実施することにより、成年後見制度の利用促進につながるため。						
目標値の設定根拠・算出方法	後見人等からの申請に対して随時実施しているため、性質上、目標設定になじまないが、実績値として報酬を給付した件数を計上						

令和6年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	成年後見制度利用支援事業	事業番号	011-072
-------	--------------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
13	事業費（a）	42,725	48,976	46,220	53,286	51,912
	国支出金	16,448	18,855	17,794	20,515	19,986
	府支出金	8,224	9,427	8,897	10,257	9,993
	市債					
	その他（被保険者保険料）	9,826	11,264	10,630	12,256	11,939
	受益者負担金(使用料、手数料等)	222	21	222	47	222
	一般財源	8,005	9,409	8,677	10,211	9,772
14	人件費（b）	2,460	2,460	2,430	2,430	2,430
15	年間経費（c）=（a）+（b）	45,185	51,436	48,650	55,716	54,342

事業費の内訳

（単位：千円）

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		R5	R6	決算	予算		R5	R6	決算	予算
16	通信運搬費	R5	決算	180	35		R5	決算		
		R6	予算	180	0		R6	予算		
	手数料	R5	決算	571	63		R5	決算		
		R6	予算	701	0		R6	予算		
	成年後見市長申立戸籍等請求業務委託料	R5	決算	2,757	531		R5	決算		
		R6	予算	3,075	540		R6	予算		
	市単独扶助費	R5	決算	49,778	9,582		R5	決算		
		R6	予算	47,956	9,232		R6	予算		
		R5	決算				R5	決算		
		R6	予算				R6	予算		
		R5	決算				R5	決算		
		R6	予算				R6	予算		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

	区 分	単位	令和4年度	令和5年度
17	① 報酬給付件数	件	221	236
	② 上記①にかかる年間経費	千円	46,380	49,779
	③ 単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	209,864	210,928
備考（算出についての説明等）		実際に支出した報酬額から算出		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	本事業は性質上、数値目標の設定にはなじまないが、一定の件数があることで、成年後見制度の適用を必要としている認知症高齢者等の権利擁護が図られていると言える。 成年後見報酬については、平成30年度から、制度変更により交付対象者を市長申立による制度利用だけでなく、本人及び親族による制度開始者まで拡大したことにより、申請件数が年々増加している。
----	--

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は高まっており、国においても成年後見制度の利用促進に向けて様々な取組が進められている。その中で、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、市町村に求められる重要な役割とされている。当該事業の実施に当たり、地域の支援機関や家庭裁判所との連携を図ることで、権利擁護支援体制の強化に寄与し、認知症高齢者等の権利擁護が図られる。
----	---